

社団法人全国市有物件災害共済会定款

(全部変更 平成 14 年 7 月 26 日総行第 114 号総務大臣認可)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 会員 (第 5 条)
- 第 3 章 役員等 (第 6 条—第 12 条)
- 第 4 章 総会 (第 13 条—第 22 条)
- 第 5 章 理事会 (第 23 条—第 33 条)
- 第 6 章 財産及び会計 (第 34 条—第 40 条)
- 第 7 章 定款の変更及び解散 (第 41 条—第 43 条)
- 第 8 章 事務局 (第 44 条・第 45 条)
- 第 9 章 補則 (第 46 条)

附則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、社団法人全国市有物件災害共済会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区平河町二丁目 4 番 1 号に置き、次の支部をそれぞれの支部ごとに掲げる市の市役所内に置く。

北海道支部	札幌市
東北支部	仙台市
関東支部	川崎市
北信支部	金沢市
東海支部	名古屋市
近畿支部	大阪市
中国支部	広島市
四国支部	高松市
九州支部	福岡市

(目的)

第 3 条 本会は、全国各市の委託を受け、市の所有する財産の災害による一定の損害に対する相互救済事業を行うとともに委託各市の利益を図り、地方自治の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地方自治法第 263 条の 2 の規定による、市の所有する財産の災害による一定の損害に対する相互救済事業
- (2) 市への還元融資事業

- (3) 都市の災害防止に関する事業
 - (4) 都市の災害防止に関する調査及び研究
 - (5) 市の利益に寄与する施設の建設若しくは運営又は事業の助成
 - (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 本会は、公益上特に必要があると認めるときは、国会又は関係行政庁に建議し、又は意見書を提出することができる。

第2章 会員

(会員)

- 第5条 本会の会員は、第3条に定める目的に賛同して入会した市とする。
- 2 本会に入会しようとする市は、理事長に届け出なければならない。
 - 3 会員は、共済基金分担金（以下「分担金」という。）を納入しなければならない。
 - 4 会員は、理事長に届け出て退会することができる。この場合、その資格を喪失するものとする。

第3章 役員等

(種類及び定数)

- 第6条 本会に、次の役員を置く。

理事 25人以上 41人以内（内理事長1人）

監事 1人以上 4人以内

(選任等)

- 第7条 理事及び監事は、会員である市の市長（以下「会員市長」という。）又は本会の行う事業に関し学識経験のある者の中から総会において選任する。
- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
 - 3 理事長は、理事の互選によりこれを定める。
 - 4 理事長は、必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、理事の中から常務理事を指名することができる。
 - 5 会員市長の理事又は監事が市長の職を退任したときは、理事又は監事の職を退任するものとする。
 - 6 前項の規定により退任した理事又は監事が引き続き再び前の市長の職に就いたときは、前の理事又は監事の職に復するものとする。この場合においては、前項の規定にかかわらず、理事又は監事の職を退任しなかったものとみなす。

(職務)

- 第8条 理事長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事会の指定する理事がその職務を代理し、理事会の指定する理事にも事故あるとき又は理事会の指定する理事も欠けたときは、年長の理事がその職務を代理する。
 - 3 常務理事は、理事長の指揮を受け、常務を処理する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は主務官庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは第4章又は第5章の定めにかかわらず、総会又は理事会を招集すること。

(任期)

第9条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、その終期は、任期の終わる日の属する年度の通常総会において後任者が選任され、就任したときとする。

2 理事及び監事は、再任されることができる。

3 補欠又は増員により選任された理事及び監事の任期は、それぞれ前任者又は他の現任者の残任期間とする。

(顧問等)

第10条 理事長は、必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、顧問又は相談役を委嘱することができる。

(支部長等)

第11条 支部に、支部長及び支部員を置き、理事長がこれを委嘱する。

(報酬等)

第12条 理事、監事、顧問、相談役、支部長及び支部員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には、報酬を支給することができる。

2 理事、監事、顧問、相談役、支部長及び支部員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第15条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 収支予算を定めること。
- (3) 決算を承認すること。
- (4) 借入金の限度を定めること。
- (5) 共済基金の積立、管理及び運用の方法に関すること。
- (6) その他本会の運営に係る重要な事項に関すること。

2 総会の権限に属する事項で、その議決により指定したものについては、理事会

において専決することができる。

(開催)

第16条 通常総会は、毎事業年度終了後3月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第8条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第17条 総会は、第8条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の2週間前までに、会員に通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、理事長又は理事が当たる。

(定足数)

第19条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第20条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、会員である市の代表者として議決に加わる権利を失わない。

(代理表決等)

第21条 やむを得ない理由のため会員が総会に出席できないときは、あらかじめ通知のあった事項について、代理人に表決を委任し、又は書面をもって表決することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議長の指名する出席者1人以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 理事会

(種別)

第23条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

(構成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第25条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき議案

(2) 分担金の基率及びその計算方法

(3) 災害共済金（以下「共済金」という。）及びその計算方法

(4) 共済基金の積立、管理及び運用に関する事項

(5) 建物総合損害共済業務規程、自動車損害共済業務規程及び還元融資規程等の制定その他定款の施行に関し必要な事項

(6) その他理事長が必要と認めた事項

(開催)

第26条 通常理事会は、毎事業年度終了後通常総会開催までの間に開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事の現任者の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第8条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第27条 理事会は、第8条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の2週間前までに、理事に通知しなければならない。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(定足数)

第29条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 30 条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は理事として議決に加わる権利を有しない。
(代理出席等)

第 31 条 やむを得ない理由のため、会員市長である理事が自ら理事会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった事項について、当該会員の市の職員を代理人として議決権その他理事の権限を行使することを委任し、又は書面をもって議決権若しくは選挙権を行使することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その理事は、理事会に出席したものとみなす。
(書面による理事会)

第 32 条 理事長は、簡易な事項又は急施を要する事項については、書面をもって賛否の表明を求め、理事会の開催に代えることができる。

2 前項の場合においては、第 30 条の規定を準用する。
(理事会の議事録)

第 33 条 理事会の議事録については、第 22 条の規定を準用する。

第 6 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 34 条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 分担金及び共済基金
- (2) 業務上の収入
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 補助金及び寄付金
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第 35 条 本会の財産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第 36 条 共済金、返戻金その他本会の経費は、財産をもって支弁する。

(当期正味財産増減の取扱い)

第 37 条 当期正味財産が増加したときは、これを共済基金として積み立てる。

2 当期正味財産が減少したときは、共済基金をもってこれを補足し、なお不足があるときは、総会の議決により補てんすることができる。

(決算)

第 38 条 理事長は、毎事業年度終了後 2 月以内に収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録及び事業経営状況報告書を作成し、これに監事の意見書を付けて、次の総会の承認を求めなければならない。

(事業経営状況の通知等)

第 39 条 総会において決算の承認があったときは、理事長は、前条に規定する書

類を添え遅滞なく事業の経営状況を会員市長に通知するとともに、公告しなければならない。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 定款の変更に関する総会の議決については、会員数の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の同意を得なければならない。

(解散)

第42条 本会の解散に関する総会の議決については、会員数の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第43条 本会の解散のときに有する残余財産の処分に関する総会の議決については、会員数の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の同意を得なければならない。

第8章 事務局

(設置等)

第44条 本会の事務を処理するため、事務局を置き、理事長がこれを統括する。

2 事務局に必要な職員を置き、理事長がこれを採用又は解職する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第45条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第9章 補則

(委任)

第46条 この定款の施行に関し必要な事項は、定款に別に定めるもののほか、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、主務官庁の認可を受けて平成15年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 施行日の前日に現に会員であったものは、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、会員とする。
- 3 施行日に理事または監事である者の任期は、なお従前の例による。